

ぎふ長良川鶺鴒PR用グッズ使用ガイドライン

このガイドラインは、ぎふ長良川鶺鴒PR用はっぴ、のぼり旗、横断幕（以下、「PR用グッズ」という。）の使用にあたり、使用方法・注意事項などを定め、PR用グッズをより多くの方に活用していただくためのものです。

1. PR用グッズの種類

- ①はっぴ（フリーサイズ）
- ②のぼり旗（180cm×45cm）
※掲出用ポールを含む
- ③横断幕（60cm×180cm）



2. 貸出申込

PR用グッズの貸出については「ぎふ長良川鶺鴒PR用グッズ貸出申込書」を提出してください。

なお、他の貸出と重なり、PR用グッズの数量が不足している場合には、ご希望に添えないこともありますのでご了承ください。

3. 使用目的

「ぎふ長良川鶺鴒」のPRという目的のために使用してください。

そのため、次に掲げる場合においては貸出できません。

- ①商品の販売促進、募金など、商用または金銭の授受を目的とする場合
- ②特定の企業・団体などを公認、支援している、またはそのような誤解を与える場合
- ③政治的及び宗教的な活動のために利用されると考えられる場合
- ④その他、公序良俗に反すると認められる場合

4. 注意事項

- ・ 貸出期間は 1 週間程度、貸出枚数は最大 10 枚でお願いします。それ以上の期間や枚数の貸出を希望される場合は、事前にご相談ください。
- ・ はっぴは、使用后洗濯（汚れがひどい場合はクリーニング）をしてから返却してください。
- ・ のぼり旗、横断幕は、強風等で倒れたり飛ばされないようにしっかり固定するように設置してください。
- ・ 貸出、返却場所は岐阜市文化財保護課（岐阜市役所庁舎 10 階）です。
- ・ 万が一破損・紛失などがあった場合には、原状復帰をお願いする場合があります。十分ご注意のうえ使用してください。
- ・ 使用にあたり第三者に損害を与えた場合、使用者の責任においてご対応ください。
- ・ そのほか、詳細については下記の連絡先までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

岐阜市 ぎふ魅力づくり推進部 文化財保護課
歴史遺産活用推進係

〒500-8701

岐阜県岐阜市司町 40 番地 1 岐阜市役所庁舎 10 階

TEL: 058-214-2365 (直通)

FAX: 058-263-6631

Email: bunkazai@city.gifu.gifu.jp